

1. 必須の申請手続きは必ず行って下さい！。

先日、ゴールデン街商業組合の一帯で無許可営業・深夜酒類提供業の届け出の有無・外国人不法就労等の警察査察がありました。三光商店街も一部の店に廻りましたが、今後も続くと考えられます。手続きをしていないお店は出来るだけ早急に手続きをお済ませ下さい。

以下、各役所とも従来より厳しい姿勢となっており、罰金・営業停止等が実際に行われる可能性が高くなっております。営業継続のために必要な届けは必ず行って下さい。

1. 営業許可証と食品衛生責任者(保健所関係)

飲食店の営業には必ず、保健所による「飲食店営業許可」が要ります。組合内に未手続きのお店はないと思いますが、同時に各店舗には「食品衛生責任者」をおこななければなりません。「食品衛生管理者」の講習を受け食品衛生の知識を得て、食中毒による営業停止を防止して下さい。本年9月以降に罰則の強化が予定されています。

なお、営業許可後、営業所の所在地・店名・設備の変更には変更届けが必要です。「飲食店営業許可」「食品衛生責任者」の資料・申請書・変更届出書は組合に用意してあります。

2. 深夜酒類提供飲食店営業(警察関係)

午前0時～明け方迄、営業するお店はこの手続きが必要です。許可を取っていないと20万円以下の罰金があり、実際に指導が厳しくなっております。営業者本人以外の代理人の手続きは出来ませんので、四谷警察の生活安全課に本人が申請書を提出して下さい。

3. 防火管理者(消防署関係)

本年に入り約4件の小火騒ぎがあり、先日も消火のため扉を打ち破る事態がありました。皆さんご存知の通り、木造建築物は1回の失火で街を全焼する恐れがありますので、くれぐれも火の元にはご注意下さい。

各店舗に一人の防火管理者をおこななければなりません。防火管理者の資格を得てない方は講習会で資格を得て、防火の知識を高めて下さい。

消防署からは防災システムの導入を強く要求されており、現在検討段階に入っておりますが、当面は皆さんの防火意識と消化用具設置の徹底に頼るしか街を守るすべがありません。下に簡単に出来る防火・危機回避の方法を記します。

営業中はカウンター内に水を入れたバケツを用意して、吸殻を入れる。

ガス使用中はその場を離れない。ガスは元栓を閉めて帰宅する習慣をつける。

コンセントをタコ足配線にしない。個別にスイッチのついた電気タップを利用し、必要のない電気のスイッチは切って帰る。

近隣の仲のいいお店の方、在住の方に鍵を預け、もしもの場合は扉を開けられる様にする。

組合で店の鍵を管理して欲しいというご意見も出ましたが、組合には人の出入りが多く、また夜間には人がいないため盗難等の問題と、とても理事だけで延焼責任をとれる問題ではないために、個別に対応をお願い致します。

簡易の消火器をガス台のそばに常備しておく。希望があれば共同購入致します。

扉の付近に物をおかない。店頭燃え易い物を置かない。

住んでいる方もいらっしゃいます。店の損失による生活の破壊だけではなく、場合によっては人の命を奪うこととなりますので、重ねてご協力お願い申し上げます。

上記の各申請書は一式組合にありますので業務時間中にお問い合わせ下さい。

2.音楽騒音・カラオケ騒音に関して

最近、音楽を大音量でかけているお店、扉を開けてカラオケをされているお店、大騒ぎをしているお店がありますが、組合によせられる苦情が増えています。経営者の方は他店のご迷惑にならないように、節度ある営業をお願い致します。またスタッフの方へ徹底をお願い致します。限度を超える場合は直接警察をお願いして、警告となりますのでご注意ください。

3.自転車・バイク問題

組合でも配送業者に口頭・書面にて注意ご協力を申し上げましたが、細い路地をスピードをあげて走るために、騒音・排煙・衝突による怪我・接触から始まる喧嘩・猫の死亡・扉の破損・ゴミの散乱の頻度が高まりつつあります。町内の方も出来る限りバイク・自転車による通勤は注意して下さい。やむ得えず利用する場合は、町内では最徐行を心がけ、他店の前に自転車を置かないようにして下さい。基本的に路地は全て私道ですので、撤去される場合もございます。

4.猫の餌に関して

以前からお願いしておりますが、町に住んでいる猫に餌付けをされている方は衛生上の配慮をお願い致します。通りでの餌付けが衛生上の問題を起こしております。猫の餌を狙いカラスが繁殖する。鳥が餌を撒き散らす。餌の容器の放置で蝇やゴキブリが増加する事態が起こります。

町のシンボリックな猫たちですが、居住者・営業者の迷惑にならない様に餌付けをされる方は、最低限、餌付けの際は終わるまで見届けて、容器を回収する。糞の処理をするようにお願い致します。

5.ホームページでお店紹介

いよいよホームページの立ち上げ準備に入りました。記載用紙を準備しておりますので、掲載希望の方は用紙にご記入の上、ご提出下さい。掲載料等は必要ありません。また、独自のホームページを作りたい方は、広報までご相談下さい。

6.パソコンのメールアドレスをお持ちの方。

ホームページ内に組合員だけが見れるサイトを作ります。完成後は年度内の「理事会からのお知らせ」がホームページ内でも見れるようになります。大事な情報・便利な情報もご覧頂けるように致しますので、インターネットをご利用になれる方は、「三光組合更新案内」というメールをお届けしますので、ご登録下さい。登録されたメールアドレスが外部に流出することはありません。

7.訂正

「お知らせ」 7 一行目。第6回総会とありましたが、第36回の誤りでした。新宿三光商店街振興組合は、発足より36年を迎えております。お詫びして訂正致します。

以上